

I. はじめに

12月12日に2020年度の税制改正大綱が公表されました。消費増税直後の大綱であり、ベンチャー企業への投資を促す税優遇や人生100年時代を見据えた資産形成の支援など、企業活動や家計に大きく影響する改正が盛り込まれています。

今年最後の Seiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち、主な項目について解説します。

II. 投資の促進、ベンチャー企業の支援

(1) オープンイノベーション促進税制の創設

事業会社が新しい技術・ノウハウを持つ設立10年未満のベンチャー企業へ1億円（中小事業者は1,000万円、外国法人への出資は5億円）以上を出資した際、出資額の25%を損金算入できます。今回の税制改正の目玉の1つであり、企業の内部留保をイノベーションの担い手であるベンチャー企業へ振り向けさせ、ユニコーン企業を創出する狙いがあります。2020年4月から2022年3月までの出資が対象で、投機目的の出資に利用されないように、出資後5年以内に譲渡したり配当を受け取った場合は優遇措置が受けられなくなります。

(2) 5G 投資促進税制の創設

第5世代移動通信システム、いわゆる5G関連の設備投資に対して、30%の特別償却または15%の税額控除（法人税額×20%が上限）を選択適用できます。アメリカや韓国ではすでに5Gサービスが始まっており、2020年春の実用化を目指す日本でも早急にインフラ整備を進めるために、2022年3月までに期間を限定したうえで、税制面から設備投資を後押しします。

また、合計3億円以下の償却資産については、最初の3年間に限って固定資産税の課税標準を1/2とする減税措置も同時に創設されます。

(3) 研究開発税制等の適用要件の強化

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な大企業に対して、研究開発税制や上記(2)などの租税特別措置の適用要件が強化されます。具体的には、次の要件②のパーセンテージが10%から30%へ引き上げられます。

- ① 継続雇用者の給与支給額が前期を上回ること、または
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の30%を上回ること

(4) 交際費の損金不算入制度の見直し

交際費は原則として損金不算入とされていますが、消費税率が8%に引き上げられた2014年度に、経済を活性化させる目的で、接待飲食費の50%を損金算入できる特例が設けられました。今回の税制改正では、これらの制度の適用期限を2年延長して2022年3月までとする一方で、現預金残高の大幅な減少に寄与せず効果が薄いと判断した資本金100億円超の大企業を本特例の対象から除外します。

III. 地方創生の推進

(1) 企業版ふるさと納税の拡充

寄付額が伸び悩んでいる企業版ふるさと納税の積極的な活用を促し、地方への資金の流れを飛躍的に高めるために、適用期間を2025年3月まで5年間延長したうえで、税額控除割合を30%から60%へ引き上げます。この改正により、企業の負担は約10%まで縮小することになります。

また、対象事業に一定の補助金による事業を加えたうえで、事業の認定手続を簡素化・迅速化するなど、さらに寄付しやすくなる環境を整えます。

■ 改正前

損金算入による 軽減効果 約30%	住民税 +法人税 20%	事業税 10%	企業負担 約40%
-------------------------	--------------------	------------	--------------

■ 改正後

損金算入による 軽減効果 約30%	住民税+法人税 40%	事業税 20%	企業負担 約10%
-------------------------	----------------	------------	--------------

税額控除割合
30% → 60%

(2) 低未利用地の活用促進

取引価額が低額の土地については、取引コストが相対的に高いことがネックになり取引が進まず、利活用されないまま放置されている場合があります。こうした土地にかかる長期譲渡所得を対象に100万円の特別控除を設け、取引の活性化を通じ低未利用地の活用を促し、地域の価値向上を支援します。控除の対象となるのは“長期”譲渡所得であり、譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えている必要があるほか、次の要件が存在します。適用時期は2022年12月までです。

- 配偶者や特別の関係がある者への譲渡でないこと
- 既存建物を含めた譲渡対価が500万円以下であること

(3) 所有者不明土地への課税

近年、所有者不明土地が全国的に増加しており、公共事業の推進や生活環境面においてさまざまな課題が生じています。また、土地や家屋を使用収益している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていないと、固定資産税を課すことができません。そこで、これらの課題に対応するため、次の制度が創設されます。

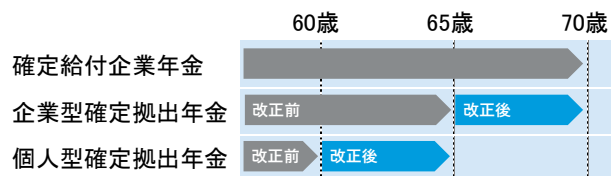
- 登記簿上の所有者が死亡している場合、その土地・家屋を現に所有している者（相続人等）に対して氏名や住所を申告させることができる（2020年4月以後適用）
- 調査を尽くしても所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる（2021年度以後の年度分の固定資産税より適用）

IV. ライフコースの多様化や長寿化への対応

(1) 確定拠出年金制度の見直し・延長

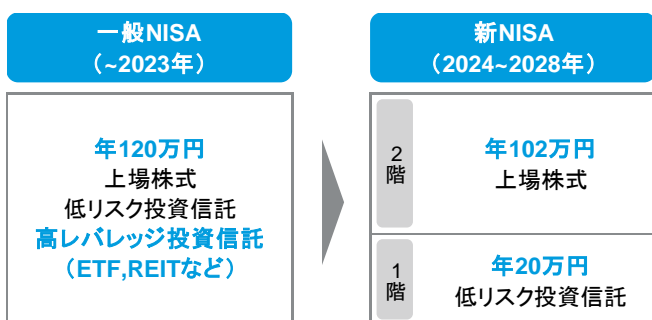
働き方によって老後の生活に有利・不利が生じないように、確定拠出年金法等の改正後も現行の税制上の措置を適用します。たとえば、確定拠出年金の加入年齢要件を撤廃し、企業型は厚生年金被保険者（70歳未満）、個人型は国民年金被保険者（65歳未満）であれば加入可能とします。

また、これまで60~70歳であった受給開始時期を70歳以降にも拡大し、より高齢で年金を受給できるようにします。



(2) NISAの見直し・延長

今年話題になった「老後2,000万円問題」などを背景に、人生100年時代にふさわしい安定的な資産形成を支援するために、少額からの積立・分散投資を促進します。非課税期間5年間の一般NISAは、投資期間を5年間延長したうえで2階建ての制度となり、原則として1階部分の低リスク商品へ投資しないと2階部分へは投資できません。



なお、非課税期間20年間のつみたてNISAも、投資期間を2042年まで5年間延長しますが、利用実績が乏しいジュニアNISAは、予定どおり2023年で終了します。

(3) 未婚のひとり親への所得控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直し

すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現するために、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消する次の措置を講じます。

- 未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用する
- 寡婦控除に寡夫と同じ所得制限（500万円）を設ける
- 子ありの寡夫の控除額（所得税27万円）を子ありの寡婦（同35万円）と同額に引き上げる

V. 納税環境の整備

(1) 電子帳簿等保存制度の緩和

Web請求書やクラウド会計ソフトの普及に伴い、2020年10月から電磁的記録の保存方法が追加されます。これにより電子化が進めば、取引先等との書面の授受や受領した書面のスキャン作業が減り、バックオフィスが効率化できます。

- 発行者のタイムスタンプがあれば受領者のタイムスタンプは不要
- 電磁的記録を訂正・削除した場合の履歴が残る（または訂正・削除できない）システムの利用

(2) 消費税の申告期限の延長

法人税には1ヶ月の申告期限の延長が認められていますが、消費税にはそのような制度はありませんでした。そのため、消費税の申告後に決算が変わると、修正申告や更正の請求が必要となります。そこで、2021年3月期からは、消費税についても申告期限を1ヶ月延長することができます。

なお、見込納付しない場合はこの延長期間に利子税がかかりますが、市中金利の実勢を踏まえて、2021年より利子税・還付加算金の割合が引き下げられます。

■ 3月決算法人の申告期限

	原則	特例
法人税	5/31	6/30
消費税	5/31	なし → 6/30

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>